

花巻市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 10 月 30 日

花巻市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として明確に位置づけられた。

本市においては、北上高地と奥羽山脈に囲まれ、この山地の間を本流北上川が流れる平地と中山間地が混在し、農地の利用状況が異なっていることから、それぞれの地域の実態に応じた対策が求められている。

また、農業従事者の減少や高齢化の急速な進行、後継者不足等による農業労働力の低下、それらが要因となる耕作放棄地の増加など、様々な課題を抱えており、その解決を図っていくためにも、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化に向けた取り組みを積極的に推進していく必要がある。

以上のような観点から、地域の特色を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、花巻市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の平成 37 年度を目標年度とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

遊休農地の解消目標は、管内の農地面積を耕地及び作付面積統計における耕地面積と利用状況調査（農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用の状況についての調査を行う。以下同じ。）により把握した遊休農地（同法第 32 条第 1 項第 1 号にいう農地）の合計面積として、解消目標とする遊休農地面積を遊休農地に低利用農地（同第 2 号にいう農地）を加えた面積として定める。

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B/A）
現 状 （平成30年 8 月）	15,936.0ha	36.0ha	0.23%
中 間 目 標 （平成33年 8 月）	15,920.6ha	20.6ha	0.13%
目 標 （平成37年 8 月）	15,900.0ha	0ha	0%

【目標設定の考え方】

目標最終年については、「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、ゼロを目標としている。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア. 農業委員と推進委員は、農地法（昭和 27 年法律第 299 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農林振興局長通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

イ. 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係調整を行う。

ウ. 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生防止・解消状況に関する調査」によって B 分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

担い手への農地利用集積面積は、管内の農地面積を、耕地及び作付面積統計における農地利用の最適化に向けた活動の実施による成果目標達成に向け、目標を定める。

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成30年8月)	15,900ha	9,696ha	61.0%
中間目標 (平成33年8月)	15,900ha	11,130ha	70.0%
目 標 (平成37年8月)	15,900ha	13,515ha	85.0%

【目標設定の考え方】

目標最終年については、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の平成37年度の85%を目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の積極的な参画について

地域における人と農地の問題解決のための「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」へ、農業委員・推進委員の立場で積極的に参加し、認定農業者等地域の中心となる経営体それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の作成・見直しに協力する。

② 農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、

- (ア) 農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地
- (イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地
- (ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等

についてリスト化を行い、「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」と農地中間管理機構事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手への意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進

	新規参入者数（個人・法人） （新規参入者取得面積）
現 状	10人
（平成30年8月）	（15.8ha）
中 間 目 標	13人
（平成33年8月）	（20.5ha）
目 標	17人
（平成37年8月）	（26.8ha）

【目標設定の考え方】

新規参入の促進については、適切な参入者を受け入れられるよう、これまでの実績を踏まえ、取組みを進める中で目標を定める。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

市、農協、県農業会議、農地中間管理機構、中央農業改良普及センターと連携し、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、就農相談会を実施する。

② 新規就農者等について

農業委員及び推進委員が農地のあっせんや、新規就農イベント等に参加し、情報の収集に努め、地域に円滑に就農できるよう助言する。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

ア．農業委員及び推進委員は、地域の新規参入者あるいは参入して数年の農業者や法人を訪問して、経営の状況や農地に関する要望等の情報収集とその情報に基づいたサポートを行う。

イ．農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

ウ．農業委員会は、新規就農者等に対し、ワンストップ就農相談窓口を月1回開設し、就農相談を行う。